

第 3 5 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 2 年 10 月 20 日 火曜日 9 時 30 分

会津美里町役場 本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第35回 会津美里町農業委員会定例総会 会議録

1. 日時 令和2年10月20日 火曜日 9時30分～10時00分

2. 場所 会津美里町本庁舎 2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
		1番 渡部 稔
		2番 横山 恒雄
	3番 大越 洋一	
	4番 松本 晋平	
	5番 諏訪 栄一	
	6番 五十嵐 薫	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真也	
	9番 根本 光一	
	10番 福田 與作	
	11番 間船 一男	
	12番 山田 隆義	
	推進委員 佐藤 和人	推進委員 児島 三雄
		推進委員 根本 功
		推進委員 船田 民一
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 神村 修一
	推進委員 歌川 浩司	推進委員 山内 榮一
		推進委員 平山 信雄
		推進委員 國分 猛
	農業委員 10名出席／12名	
	推進委員 2名出席／10名	

4. 議事録署名人 3番 大越 洋一 4番 松本 晋平

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局次長

立川 昇

係長

田邊 実千代

主事

廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。1番 渡部稔 委員、2番 横山恒雄 委員から欠席の届けがありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告申し上げます。

また、議案第128号の受付番号3番について議案の取下願出がありました。取下げの理由は、当該農地の中央に国営灌配の水路があり、農水省からの同意を得るにあたり、相当の試験を行う必要があります、期間も要することから、地権者の同意を得て取り下げるとのことです。

事務局次長 それでは、ただ今から、第35回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長より挨拶申し上げます。

(山田会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
3番 大越洋一 委員、4番 松本晋平 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第127号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議
いたします。
事務局説明願います。

事務局次長 受付番号19番、譲渡人 、譲受人 。
申請農地は、松沢字二本松133番 田 349㎡でございます。申請事由でござ
いますが、譲渡人は兼業による経営縮小のため、譲受人は相手方要望のためで
す。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は無償でございま
す。無償の理由ですが、両者は親戚筋であり、既に事実上の売買はされている
ものです。今般登記をするために両者協議し、3条申請をするものでありま
す。権利設定移転の別は所有権移転です。

受付番号20番、譲渡人 、譲受人 。
申請農地は、永井野字下川原257番 畑 114㎡でございます。申請事由でござ
いますが、譲渡人は耕作不便・低生産地のため、譲受人は相手方要望のため
です。契約内容でございますが、移転時期は許可日以降、価格は1筆で15,000
円でございます。権利設定移転の別は所有権移転です。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは審議に入ります。
議案第127号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第127号は原案のとおり許可することに決定いたし

ました。

【農地法第5条関係】

議長 次に議案第128号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号10番、譲渡人 、譲受人 。申請農地は、永井野字東川原6番1 畑 293㎡です。権利移転の時期は許可日以降、価格は1㎡あたり3,242円となっております。転用目的は建売住宅の建築であります。工事着工及び完成年月日は許可日から令和3年5月31日となります。建設物の名称及び面積につきましては、住宅51.75㎡、自家用・来客用駐車場50㎡、雪捨て場・通路191.25㎡となっております。なお、現地調査を実施しております。

受付番号11番、譲渡人 、譲受人 。申請農地は、字本屋敷36番 外3筆 畑 11,809㎡です。権利設定の時期は許可日以降、価格は1㎡あたり254円となっております。転用目的は砂利採取及び構造改善で、一時転用案件であります。工事着工及び完成年月日は許可日から令和3年11月となっております。建設物の名称及び面積につきましては、砂利採取場として11,809㎡であります。なお、県の常設審議委員会への意見聴取案件であります。また、現地調査を実施しております。説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長 以上で説明が終わりました。
本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。

受付番号10番については、佐藤和人 委員より報告願います。

佐藤(和)委員 令和2年10月8日 午前10時30分より、現地調査を行いました。
出席者は、譲受人の 氏、申請代理人の 行政書士、福島県会津農林事務所企画部指導調整課、農業委員会からは福田真也 委員と私、事務局でございます。

転用目的は一戸建て建売住宅兼モデルハウスの建築でございます。

付近への被害防止策等について、土砂流出に関しては十分に転圧をかけ、締め固めて土砂流出を防止することです。

農業用排水施設への被害防止策については、生活污水は公共下水道へ排

水し、雨水は自然地下浸透で処理するとのことです。

また、周辺農地への影響については、申請地北側は町道と接しており、西側は第三者所有の宅地、東と南側の土地所有者からは了解を得ているため影響はないものです。

なお、令和2年度内に、申請地のところまで下水道が整備される予定となっております。

以上、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 続いて受付番号11番について、佐藤孝夫 委員より報告願ひます。

佐藤(孝)委員 令和2年10月8日 午前9時30分より、現地調査を行いました。

出席者は、譲受人の 氏、福島県会津農林事務所企画部指導調整課、常設審議委員である昭和村農業委員会長、農業委員会からは私と神村修一 委員、事務局でございます。

転用目的は砂利採取及び構造改善でございます。

付近への被害防止策等については、保安距離・勾配を守って表土を積み上げ、法面を締め固めることによって土砂流出を防止するとのことです。進入路とする箇所にはコンクリート蓋をかけ、良質土で盛土し鉄板を敷いて、農業用排水施設の機能に支障を及ぼさないようにします。付近の巡視も行い、必要に応じて道路の補修や散水防塵処理を行い周辺農地等への被害を防止するとのことです。

なお、掘削する深さは5メートルとなりますが、水が出ることもあるため、その場合はそこまでで止めるとのことでした。

また、埋め戻しに使用する土砂は、自社土場保管の良質土及び公共事業発生土砂で、搬入前に担当者が産業廃棄物等でないことを確認するとのことです。

以上、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第128号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し意見を附すことに賛成の委員は挙手願ひます。

— 挙手全員 —

議長 賛成全員と認め、議案第 128 号は原案のとおり意見を附すことに決定いたしました。

農用地利用集積計画 【所有権移転】

議長 次に、議案第 129 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についてを審議いたします。

初めに、所有権移転についてを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 8 番、移転する者、移転を受ける者。移転農地は、氷玉字壇前 32 番 田 60 m²。価格は 10 アールあたり 430,000 円でございます。経営状況は記載のとおりです。

なお、あっせん会議を実施しております。

議長 以上で説明が終わりました。

本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。受付番号 8 番について、歌川浩司 委員より報告を求めます。

歌川委員 令和 2 年 10 月 2 日に会津美里町役場本庁舎 202 会議室にて、あっせん会議を行いました。出席者は、間船委員と私、事務局次長、出し手の 氏の代理人の 氏、受け手の 氏であります。

はじめに 氏から受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。

さらに、 氏から「離農したいので規模縮小したい。地域の担い手に集約をしてほしいので譲渡をしたい。ついては、あっせんをお願いしたい。」とあっせんの申し出がありました。

そこで、双方の条件を確認したところ、 氏については、本郷地域で、水稻を中心として、約 8.7 ヘクタールの農地を経営しており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書により選定しております。価格につきましては、双方より、前回の売買価格を参考に希望額が提示されておりましたので、双方の条件が満たされる妥当な額について聞き取りました。

あっせん委員としても、収量・水利・ほ場が区画の一部である形状等を聞き取りし、種々の条件を聴取し、意見を述べました。小さな圃場でありまし

たが、あっせんの結果、双方納得したため、田について 10 アール当たり 430,000 円で合意に至りました。

以上、どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。所有権移転について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め採決いたします。
原案のとおり確認し、意見を付すことに賛成の委員は挙手願ひます。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 129 号の所有権移転は、原案のとおり意見を付すことに決しました。

農用地利用集積計画 【利用権設定】

議 長 次に、議案第 129 号 農用地利用集積計画の意見を求める件についての利用権設定を審議いたします。

お諮りいたします。本案件につきましては、利用権の設定でありますので、説明を省略し審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。それでは、受付番号 94 番について、質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり確認し、意見を付すことに賛成の委員は挙手願ひます。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 129 号の利用権設定については、原案のとおり意見

を付すことに決しました。

以上で議案の審議を終わります。

【相続による農地の取得 農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第91号から第94号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第91号につきましては、2件の届出が提出されております。いずれも相続による農地の取得でございますので、内容については説明を省略したいと思っております。

【合意解約について】

事務局次長 続きまして、報告第92号につきましては、それぞれの2件の合意解約書が提出されております。こちらにつきましては、先ほどの5条申請に伴う合意解約となっております。詳細につきましては省略いたします。

【会津美里町農業委員会事務局長専決規程の一部改正について】

事務局次長 続きまして、報告第93号につきましては、会津美里町農業委員会事務局長専決規程の一部を改正する訓令についてであります。

改正概要を申し上げます。

現行の事務局長専決規程では、決定に関することと事務的に進める事項について混合して規定しておりました。

また、専決事項に会長がどのように関係するのかが不明確であったため、他の農業委員会における専決規程を参照し、整理するものについて調査して

おります。

まず、名称を、会津美里町農業委員会専決規程といたしました。

第2条を改正し、会長の専決事項は、農業委員会として判断し、決定・処分をする事項で、総会の議決が必要とまではいえない事項ということで規定しております。

第3条で、専決した事項は総会に報告することとしました。

第4条に事務局長の専決事項として、法令の規定により、事務的に進める事項としております。

【農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者名簿について】

事務局次長 報告第94号につきましては、農業委員は、農業委員会の委員選考委員会設置要綱の規定により選考し、同要綱第2条第1号により町長へ報告し、さらに、農業委員会法第8条第1項の規定により、町議会から同意を受けた候補者についての報告となります。

併せて、農地利用最適化推進委員選考委員会設置要綱の規定により選考した候補者について、同要綱第2条第1号に基づき名簿のとおり報告するものです。

氏名を読み上げます。

— 候補者名簿に基づき氏名を読み上げる —

事務局次長 なお、両委員とも、12月1日に任命及び委嘱されることとなります。説明は以上でございます。

議 長 以上で説明が終わりました。
質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理 以上をもちまして、第35回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。

す。慎重審議ありがとうございました。

《 10 : 00 終了》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長 _____ 印

会議録署名人 _____ 印

会議録署名人 _____ 印